

# 施設機能監視制度の実施手続について

平成5年10月20日付け5構改B第1292号  
改正 平成23年4月1日付け22農振第2206号  
平成29年9月25日付け29農振第1301号

各地方農政局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
各都道府県知事

殿

農村振興局長

土地改良法施行令及び沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第338号。以下「5年改正令」という。）の公布、施行に伴い、国営土地改良事業に係る負担金の支払期間の特例として施設機能監視制度が新たに設けられ、その留意事項等については、「土地改良法施行令等の一部改正について」（平成5年10月20日付け5構改B第1112号農林水産事務次官依命通達）及び「施設機能監視制度実施要綱」（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に示されているところであるが、具体的な実施手続を下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施につき特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第1 申請前の手続

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項の法第3条に規定する資格を有する者（以下「3条資格者」という。）、法第85条の2第1項の市町村又は法第85条の3第1項若しくは第6項の土地改良区（以下「申請人」という。）は、農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業を国営事業（要綱第2に掲げる事業に限る。）として施行することを申請する場合であって、施設機能監視制度（要綱第1の1に掲げるものをいう。）の適用を受けようとするときは、法に定める手続を開始する前に、地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）、都道府県及び市町村と十分に協議するものとし、本制度の適用について都道府県及び市町村の内諾を得ておくものとする。
- 2 申請人は、法第85条第2項、法第85条の2第2項又は法第85条の3第2項若しくは第7項の規定により当該土地改良事業計画の概要等を作成するに当たっては、当該土地改良事業計画の概要において、予定される第二種工事（次に掲げる指定工程を含む工事であって、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条の2第4項第4号ロの工事をいう。以下同じ。）及び指定工程（同項第3号に定める、農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものであって、要綱第3の1に定める基準に該当する工程をいう。以下同じ。）を明記するとともに、負担金に関する事項において、第一種工事（第二種工事以外の

工事であって、令第52条の2第4項第4号イの工事をいう。以下同じ。)及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度の初日から開始される旨を明記し、併せて第一種工事及び指定工程を除く第二種工事の事業費の総額及び内訳を定めるものとし、当該土地改良事業計画の概要及び負担金に関する事項を示して3条資格者又は土地改良区の組合員の3分の2以上の同意を得ることとする。

## 第2 第二種工事の指定等

第1の手続を経て申請のあった土地改良事業について、法第87条第1項の規定に基づき国営土地改良事業計画を定めるに当たっては、令第52条の2第4項第4号及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の9の2の規定に基づき、当該国営土地改良事業計画において、当該国営土地改良事業の工事のうち第二種工事を主要工事計画及び附帯工事計画において指定し、第一種工事及び指定工程を除く第二種工事の完了の予定時期並びに事業費の総額及び内訳を定める必要がある。

## 第3 土地改良事業計画の変更

土地改良事業計画の確定後、法第88条の規定に基づき土地改良事業計画の変更を行うときの取扱いについても、第1及び第2と同様とする。

## 第4 負担金の支払期間の始期の指定

- 1 要綱第5の1の(2)に定める地方農政局長による通知は、別紙様式第1号によるものとする。
- 2 本制度の適用に伴う負担金の支払期間の始期の指定に当たっては、原則として当該始期となる年度の9月末日までに、令第52条の2第4項第4号の規定に基づき、別紙様式2号による関係都道府県知事の同意を得て、別紙様式第3号により指定及び通知をするものとする。この場合の同意は、第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る部分について、費用負担者たる都道府県が当該工事の完了まで有している期限の利益を放棄させる趣旨のものであり、第一種工事に係る部分については同意を得る必要はない。
- 3 「国営土地改良事業に係る負担金の算定及び徴収等に関する事務処理要領」の運用について（昭和62年3月23日62構改A第296号農村振興局長通知）6の(2)に基づき、当該工事が完了した年度の翌年度の4月1日を支払期日として繰上償還を行う場合にあっては、2に掲げる手続を、繰上償還の支払期日の45日以前までに行うものとする。

なお、この場合にあっては、事業完了年度に負担金の支払期間の始期の指定を行うこととなるため、関係都道府県における繰上償還の要望についてあらかじめ把握するとともに、災害等により予算の繰越がないことを確認するなど、指定工程以外の工事が完了することについて十分に留意されたい。

## 第5 3条資格者の同意徴集等

- 1 第4の負担金の支払期間の始期となる年度の指定を受けた都道府県は、当該国営土地改良事業の施行地域内の3条資格者から第4に掲げる負担金の一部を徴収しようとする場合は、当該3条資格者の3分の2以上の同意を得なければならない。

なお、第1又は第3に掲げる手続により、あらかじめ、土地改良事業計画の概要において第二種工事及び指定工程を特定し、負担金に関する事項において負担金の支払期間の始期を明記するとともに第一種工事及び第二種工事の事業費の総額及び内訳を定めて3条資格者の同意を得ている場合には、その同意をもって本規定の同意とすることができる。

- 2 また、都道府県は、第4に掲げる負担金の一部を当該国営土地改良事業の施行地域内の市町村に負担させる場合には、当該市町村のすべての同意を得なければならない。

## 第6 指定工事の取扱いについて

指定工事（令第52条の2第4項第2号の規定により、国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定された工事をいう。以下同じ。）についての本制度の適用に当たっては、第1から第5までに掲げる手続に準拠するものとする。

この場合、「第一種工事」については「第一種指定工事」（令第52条の2第4項第3号イの第一種指定工事）と読み替えるものとし、「第二種工事」については「第二種指定工事」（令第52条の2第4項第3号ロの第二種指定工事）と読み替えるものとする。

#### 第7 平成5年度における継続地区の取扱いについて

5年改正令の施行（平成5年10月20日）の際現に行われている国営土地改良事業（以下「平成5年継続地区」という。）についての本制度の適用に当たっては、第4から第6までに掲げる手続に準拠するほか、次の事項に留意するものとする。

- 1 要綱第5の2に定める手続のうち、地方農政局長による関係都道府県知事に対する通知は別紙様式第4号により、農村振興局長に対する報告は別紙様式第5号によるものとする。
- 2 平成5年継続地区について本制度を適用する場合には、第一種工事、第二種工事、指定工程等をあらかじめ当該国営土地改良事業計画書に明記する必要はない。しかしながら、この手続がなされていないため、負担金を徴収するには第二種工事のうち指定工程以外の工事に係る部分のほか第一種工事に係る部分についても3条資格者、市町村及び都道府県の同意徴集が必要である。

なお、事業の完了までに土地改良事業計画の変更の手続を行う地区について、第一種工事及び第二種工事のうち指定工程以外の工事の部分に係る負担金の支払について3条資格者の同意を徴集するに当たっては、当該事業計画の変更の際に、第1の手続に準じてこれを行うものとする。

#### 3 平成5年継続地区においては、

- (1) 「第一種工事」については、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第231号。以下「47年改正令」という。）附則第10項イ、土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号。以下「元年改正令」という。）附則第2条第8項第2号イ並びに附則第3条第10項第3号イ、5年改正令附則第2条第3項第3号イ並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第9項の農林水産大臣の定める支払方法を定める件（平成4年1月24日農林水産省告示第103号。以下「4年告示」という。）1の（注）の第1号イの（ア）及び第2号イの（ア）並びに2の（注）の第1号カの（ア）及び第2号カの（ア）
- (2) 「第二種工事」について、47年改正令附則第10項ロ、元年改正令附則第2条第8項第2号ロ並びに附則第3条第10項第3号ロ、5年改正令附則第2条第3項第3号ロ、4年告示1の（注）の第1号イの（イ）及び第2号イの（イ）並びに2の（注）の第1号カの（イ）及び第2号カの（イ）
- (3) 「指定工程」について、47年改正令附則第10項ハ、元年改正令附則第2条第8項第1号ハ、5年改正令附則第2条第3項第1号ハ及び4年告示1の（注）の第1号イの（ウ）
- (4) 「第一種指定工事」について、5年改正令附則第2条第3項第2号イ
- (5) 「第二種指定工事」について、5年改正令附則第2条第3項第2号ロを、それぞれの根拠とする。

#### 第8 市町村特別申請事業の取扱いについて

法第85条の2第6項の規定による国営市町村特別申請事業についての本制度の適用については、第1から第7までの手続に準拠するほか、次に留意するものとする。

- 1 市町村特別申請事業は、事業の開始時に3条資格者の同意を得ないことから、法第90条第8項の関連土地改良事業あるいは関連管理事業の手続の際に、本制度の適用に伴う第一種工事、

第二種工事、指定工程及び負担金の支払期間の始期について関係者に十分周知させる必要がある。

- 2 国から施設機能監視制度の適用に伴う負担金の支払期間の始期の指定を受けた都道府県は、3条資格者ではなく、関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者から同意を得ることとなる。なお、この場合、当該関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者は当該負担金の徴収を受ける3条資格者の同意を得る必要がある。
- 3 市町村特別申請事業においては、「第一種工事」は、土地改良法施行令第52条の2第6項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件（平成20年6月4日農林水産省告示第869号。以下「20年告示」という。）第2号イの（ア）、「第二種工事」は20年告示第2号イの（イ）、「指定工程」は20年告示第2号のイをその根拠とし、また、5年継続地区にあっては、「第一種工事」は20年告示第2号ウの（ア）の「第一種継続中工事」、「第二種工事」は20年告示第2号ウの（イ）の「第二種継続中工事」と読み替えるものとする。

(別紙様式第1号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

〇〇農政局長

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の指定工程以外の工事の完了の予定年度について  
本地区の指定工程以外の工事については、〇〇年度に完了する予定であることを通知します。

(別紙様式第2号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについて、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第4項第4号の規定に基づき、下記に掲げる指定工程を除く工事の負担金について〇〇年度の初日を支払期間の始期として指定したいので、貴職の同意を得るべく協議する。

記

1. 〇〇ダム  
崩壊法面の補修工事又は補強工事
2. 〇〇頭首工  
頭首工軀体擁壁部分等の補修工事又は補強工事
3. 〇〇用排水機場  
建屋基礎部分の補強工事
4. 〇〇用水路  
用水路の補修工事又は補強工事

(別紙様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについては、年 月 日付け 第 号をもって負担金の支払の同意を得ているところであるが、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第4項第4号の規定に基づき、負担金の支払期間の始期を〇〇年度の初日とするので通知する。

(別紙様式第4号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

〇〇農政局長

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の指定工程以外の工事の完了の予定年度について

本地区の指定工程以外の工事については、〇〇年度に完了する予定であることを通知します。  
なお、下記の施設に含まれる第二種工事について施設機能監視制度を適用しようとする場合は、〇〇年度の5月末日までにその旨報告されたい。

記

〇〇ダム、〇〇頭首工、〇〇用水機場、〇〇排水機場、〇〇用水路、〇〇排水路

(別紙様式第5号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

〇〇農政局長

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の施設機能監視制度の適用について

このことについて、別紙写しのとおり〇〇〇知事の回答があったので報告する。